平成２５年（フ）第５８３８号
東京都中野区江原町１丁目36―10―1027
破産者　有森　修一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８４５号
東京都板橋区成増２丁目38―10―203
破産者　中谷　　潤
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９５４号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1112
破産者　中易　圀臣
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９５５号
東京都墨田区立花１丁目28―３―1112
破産者　中易　悦子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９６０号
神奈川県相模原市緑区東橋本４丁目１―14―103
破産者　関谷　健志
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７４号
東京都台東区千束２丁目19―４―203
破産者　佐藤　政市
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７８号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５―14―301
破産者　居石　勇雄
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０６７号
埼玉県ふじみ野市苗間266―11
破産者　河野　龍蔵
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１２３号
東京都新宿区戸山２丁目18―401
破産者　鈴木　國夫
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１２５号
東京都荒川区東日暮里１丁目27―10―302
破産者　鬼山　健一
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１５５号
東京都港区芝浦４丁目２番22―706号
破産者　齊藤　弘樹
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２０６号
東京都北区神谷３丁目36―９―101
破産者　堀川　祐輔
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２２３号
栃木県日光市大沢町233―５
破産者　三中春彦こと　禹　　春彦
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２９３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向西22―３―1402
破産者　鈴木恵美子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３２９号
東京都稲城市東長沼965　サングリーン10―102
破産者　中村眞由美
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３４２号
埼玉県春日部市梅田１丁目８―37―107
破産者　矢菅　正美
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４５６号
東京都世田谷区給田４丁目28―３―103
破産者　有田　金博
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４９１号
東京都葛飾区東新小岩７丁目16―16　ユーピ浜田１Ｆ
破産者　横田　茂利
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５１８号
東京都杉並区下井草２丁目２―24　ハイツ石原Ｂ203
破産者　Ｂｅｒｒｙ’ｓこと　佐藤　英樹
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５８１号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場３丁目30―10　エメラルドタウンＣ５
破産者　松本　光由
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５９５号
神奈川県鎌倉市岩瀬1273―８―102
破産者　福島　　栄
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３８号
埼玉県羽生市南羽生２丁目11―６
破産者　坂本　直隆
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４４号
東京都北区滝野川５丁目27―14―202
破産者　石堂有里子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部